め、同表の記載要領第１１号中「「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額（前期の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表二「５」若しくは別表七㈠付表三「５」）」を「「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額（前期の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表三「５」若しくは別表七㈠付表四「５」）」に、⑴を「⑴　に「第４号」を「次号」に改め、同第１１号を削り、同第四号中「「被合併法人等の未処理欠損金額の別表七㈠⑺若しくは「５」」を「「被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表三「５」）」に、⑵を「⑵　に改め、同号①中「第112条第11項」を「第112条第14項」に改め、同号②中「第112条第13項」を「第112条第16項」に、「同条第14項」を「同条第17項」に改め、同号を同第１３号とし、同第五号中「「調整後の控除未済連結欠損金額　⑴＋⑵　」」を「「調整後の控除未済欠損金額　⑴＋⑵　」」に改め、同号を同第四号とし、同第六号を同第五号とし、同第七号中「同条第８項」を「同条第11項」に改め、同号を同第六号とし、同号の次に次の１号を加える。

７　「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七㈠「当期分の青色欠損金」）　⑻　」の各欄の内書には、支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七（一）付表二「13」の欄に記載された金額を合計した金額を記載すること。この場合において、「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額　⑻－⑿　」　⑹　及び「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（⑻と⑾のうち少ない金額）　」　⑿　の各欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「⑻」の金額から控除して計算すること。

別表七㈠付表１の記載要領第九号を同第十号とし、同第八号中「同条第８項」を「同条第11項」に、「別表七㈠付表三」を「別表七㈠付表四」に改め、同号を同第九号とし、同号の前に次の１号を加える。

８　「特定資産譲渡等損失額（⑼－⑽）又は（別表七㈠付表二「５」）　⑾　」の欄は、平成25年４月１日以後に法第57条第３項又は第４項の支配関係を有することとなつた場合（令第112条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に限る。）にあつては「（⑼－⑽）又は」を消し、それ以外の場合にあつては「又は（別表七㈠付表二「５」）」を消すこと。

別表七㈠付表二の記載要領第１１号を次のように改める。

２　「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額（別表七㈠付表一「８」－「12」）　」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　別表七㈠付表一「８」の欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を「別表七㈠付表一「８」」の金額から控除して計算すること。

⑵　令第113条第５項第３号ロに規定する支配関係事業年度以後の事業年度に震災欠損事業年度がある場合には、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額を「別表七㈠付表一「８」」の金額（当該震災欠損事業年度に係る部分に限る。）から控除して計算すること。

別表七㈠付表三の記載要領第１１号を削り、同表を別表七㈠付表四とする。